

和歌山県都市計画審議会条例

和歌山都市計画地方審議会条例をここに公布する。

昭和 44 年 3 月 31 日

和歌山県知事

和歌山県条例第 8 号

和歌山県都市計画審議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条第 3 項の規定に基づき、和歌山県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもって組織する。

1. 学職経験のある者 9 人以内
2. 関係行政機関の職員 8 人以内
3. 市町村長を代表する者 2 人以内
4. 県議会の議員 4 人以内
5. 市町村の議会の議長を代表する者 2 人以内

2 前項第 1 号に掲げる者につき任命される委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(臨時委員および専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員および専門委員は、それぞれ若干人とし、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、それぞれ解任されるものとする。

5 臨時委員および専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会議を総括する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、委員および議事に関する臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員および議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第 6 条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員 8 人以内で組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会および常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付 則

この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の施行の日から施行する。

平成 12 年 4 月 1 日、一部改正。

平成 15 年 4 月 1 日、一部改正。